

令和3年6月18日

指定障害福祉サービス事業者等管理者様

神奈川県知事 黒岩 祐治  
(公印省略)

### まん延防止等重点措置に係る協力のお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年6月17日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という）に基づくまん延防止等重点措置が令和3年7月11日まで延長されました。それを受け、令和3年6月18日に県対策本部会議を開催し、6月21日から対象区域を横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては引き続き、法第31条の6第1項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮（カラオケ設備の提供は終日停止）、酒類を提供する場合は、11時から19時まで（ただし、滞在時間は90分以内、利用人数は1組4名以内、感染防止対策基本4項目（※）の遵守を条件）とするよう要請を行います。

その他区域の飲食店等に対しては、7月11日までの間、法第24条9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮（カラオケ設備の提供は終日停止）、酒類を提供する場合は11時から20時まで（ただし、滞在時間は90分以内、利用人数は1組4名以内、感染防止対策基本4項目（※）の遵守を条件）とするようお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

（※）「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」

#### 別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 （別紙）事業者の皆様へ

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス課 為田 谷岡  
電話 045-285-0738